

(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例
に関する提言書

平成 27 年 (2015 年) 7 月

(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会

提言の提出にあたって

(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会は、「(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例」制定に向けて、平成23年2月から現在にいたるまで、市民と市、市民同士による協働のあり方やその推進方法、協働の仕組み等について、様々な観点から検討を重ねてきました。

当検討委員会は、様々な立場の委員や市職員などが一同に会し、同じ目的に向かって議論し、よりよい成果を得ようと取り組んだ点において、さながら「協働の実践の場」であったとも言えます。

その検討は、4年を超える長きにわたり、都合17回にも及ぶなど、非常に白熱したものとなりました。この間、各委員には、丁寧かつ熱心に議論いただいただけでなく、それぞれの活動や地域の実態を踏まえた建設的な数多くの意見をいただき、成果として積み上げることができました。

また、それだけにとどまらず、検討の過程において、計5回の地域との意見交換会を開催するとともに、市内の3小学校区で「協働のまちづくりの仕組み構築にかかるモデル事業」にも取り組むなど、他に類を見ない先駆的な手法を取り入れることにより、実態に即した実践的な経験を蓄積できたのではないかと感じています。

こうして取りまとめた今回の提言は、策定に関わった委員をはじめとした多くの関係者の強い思いやモデル事業等によって得られた貴重な経験が結実した、まさに今後の明石市の協働のまちづくりの基礎としてふさわしい内容であると言えるのではないのでしょうか。

もとより、明石市民にとって心から安心して暮らせる地域が形作られるためには、この提言に記載されている仕組み等が地域にしっかりと根ざし、より効果的に機能していくことが大切であり、そのためにあらゆるまちづくりの担い手が思いを一つにし、共に力を合わせることを求められます。

最後になりましたが、提言の作成にあたって、貴重な意見をいただいた委員各位をはじめ、モデル事業等にご協力いただきました地域の方々、そして事務局にあらためて感謝の意を表すとともに、明石市における協働のまちづくりの推進へのさらなる取り組みの契機となることを願い、ここに提言書を提出します。

平成27年(2015年)7月

(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会

会長 田端 和彦

目次

| | | |
|-----|------------------------------|--------|
| I | 条例制定の背景について | (1) |
| II | (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例の基本的な考え方 | (3) |
| 1 | 当条例の目的 | (3) |
| 2 | 協働のまちづくりの基本理念・原則 | (4) |
| (1) | 協働のまちづくりの基本理念 | (4) |
| (2) | 協働のまちづくりの基本原則 | (6) |
| 3 | 協働のまちづくり推進の仕組みと 役割分担 | (7) |
| (1) | 協働のまちづくり推進の仕組み | (7) |
| (2) | 市民の役割 | (8) |
| (3) | 協働のまちづくり推進組織の役割 | (9) |
| (4) | 地縁による団体の役割 | (10) |
| (5) | テーマ型団体の役割 | (11) |
| (6) | 事業者の役割 | (12) |
| (7) | 市の役割 | (12) |
| (8) | 中間支援組織の役割 | (13) |
| 4 | 協働のまちづくり推進組織 | (14) |
| (1) | 協働のまちづくり推進組織の構成員 | (14) |
| (2) | 協働のまちづくり推進組織の構成員等の役割 | (15) |
| (3) | 協働のまちづくり推進組織の要件 | (16) |
| (4) | 協働のまちづくり推進組織の認定等 | (18) |
| (5) | 協働のまちづくり推進計画 | (19) |
| (6) | 協働のまちづくり推進計画に基づく基本協定 | (21) |
| 5 | 市による協働のまちづくりへの支援・環境整備 | (23) |
| 5-1 | 協働のまちづくりを推進するための支援・環境整備 | (23) |
| (1) | 組織体制の見直し | (23) |
| (2) | 人材育成 | (24) |
| (3) | 情報の共有 | (25) |
| (4) | 活動環境の整備 | (26) |
| (5) | 協働事業の機会創出 | (26) |
| 5-2 | 協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備 | (27) |
| (1) | 協働のまちづくり推進組織への支援 | (27) |
| (2) | 地域間のネットワークづくり | (27) |
| (3) | 協働のまちづくり推進拠点の充実 | (28) |
| (4) | 地域交付金の交付 | (29) |

| | |
|--------------------------------|---------|
| Ⅲ 資料 | (3 0) |
| 1 (仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会について | (3 0) |
| 2 検討の経過 | (3 1) |

I 条例制定の背景について

◎明石市自治基本条例の制定と当条例の関係

少子高齢化社会、成熟社会などと言われるように、私たちの社会は大きな変化の真ただなかにあります。公共サービスをとっても、多様性や質の向上が求められるなど、これまでどおりの行政のあり方だけでは対応できなくなりつつあります。地域のことは地域で解決するという、地方分権の考え方を推し進め、国や県と連携しながら、自分たちが生活するまちの、まちづくりや公共サービスをどのように担っていくのか、自分たちで考え、選択することができるようになっていきます。

このような背景から、市民、事業者等、市議会、市長その他の執行機関が、それぞれの役割に応じて、うまく連携、協力していく仕組みづくりが重要となってきました。このため、市民と市、市民同士の情報の共有や、参画と協働によるまちづくりなど自治を推進していくための基本的なルールを明確にし、共通理解を図っていくため、明石市自治基本条例の制定に取り組み、平成22年4月1日に施行されました。

明石市自治基本条例では、これからの「明石の自治」のあり方として、「市政への市民参画」「協働のまちづくり」「情報の共有」を自治の基本原則として定めています。そして、「協働のまちづくり」に関して第20条に「協働のまちづくりの推進方策などの詳細は、別に条例で定める」と規定しています。

この条文に基づき、平成23年2月に（仮称）明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会を設置し、条例の検討を始めました。



◎条例制定のねらいについて

これからの「明石の自治」をどう考えるのか、その最も大事なポイントは市民が担う役割にあると考えます。

明石市では既にスクールガード活動など、地域の市民を主体に、地域課題の解決に向けてさまざまな活動が積み重ねられています。

しかし、これからの「明石の自治」を、更に一歩前に進めるためには、市民が地域でのより幅広い課題などにも積極的に発言し、場合によっては市民同士が活発に議論して合意を図るなど、自分たちで行動することも必要になってくるのではないかと考えます。

地域課題に対する市民の一步進んだより積極的なかかわりや活動によって協働のまちづくりが始まり、それをより進めることが、市民が自治の主体であるという「市民自治」を充実させていくことにつながると考えます。また、市は市民の自主性及び自立性を尊重しつつ、これを幅広く支援することで、協働のまちづくりの推進に努めることが望まれます。

(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例は、①何のために協働するのかという基本理念や協働のルールはどのようなものかという基本原則、②地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織(協働のまちづくり推進組織)の設置や運営といった協働のまちづくりの推進のしくみ、③協働のまちづくりに対するヒト、モノ、カネ、情報などの各種支援策、など具体的な協働のまちづくりの推進方策を明確にすることで、「市民自治」によるまちづくりを推進し、「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造」を目指すものです。

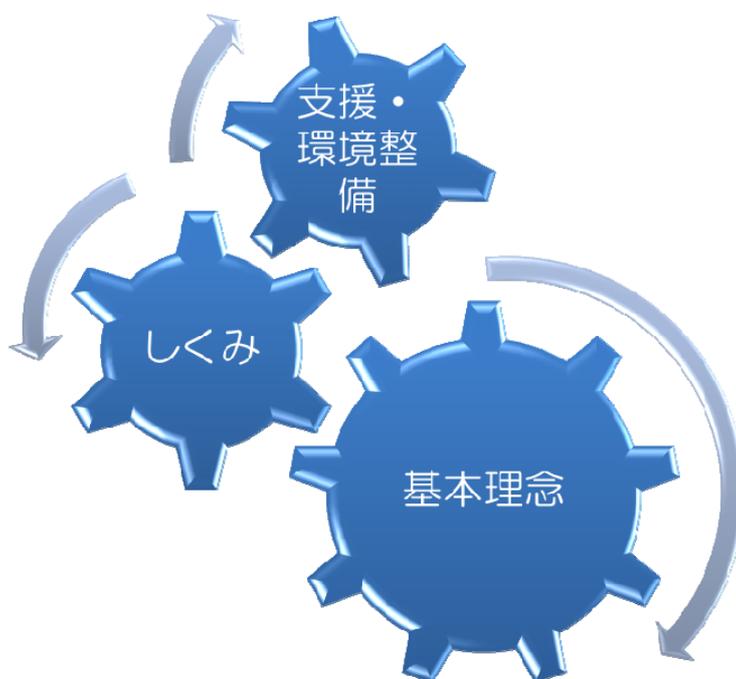
Ⅱ (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例の基本的な考え方

1 当条例の目的

- ① 協働のまちづくりの基本原則および基本的事項を定め、市民および市や各種団体等の役割を明らかにするとともに、明石市自治基本条例に基づき、協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項を定め、明石市における協働のまちづくりを推進する。

検討委員会の考え方

「目的」は条例に規定する主な事項とこの条例が何を目指しているのかについて簡潔に示すものです。当条例では、「協働のまちづくりの基本理念・基本原則」や、市民および市や各種団体等の役割・あり方など「協働のまちづくり推進のしくみ」、「協働のまちづくりへの支援・環境整備」をまとめ、各項目においてより具体的な推進方策を定めることで、協働のまちづくりを推進していくことを目的として明記する必要があると考えます。



2 協働のまちづくりの基本理念・原則

協働のまちづくりを進めるには、まちづくりの目指す方向性やそれを達成するための基本方針、基本ルールを定める必要があると考えます。これにより、まちづくりの理念を共有し、同じ目的に向かって異なる立場のものがそれぞれの特性を生かして協働することが可能になると考えます。

(1) 協働のまちづくりの基本理念

協働のまちづくりを進めるために、まちづくりの目指す方向性やそれを達成するための基本方針を次のように定めるべきであると考えます。

- ① 市民と市がパートナーとして協働しながら、「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造」を目指す。
- ② 市民と市、市民同士が互いの特性を尊重し、自律的な行動による適切な役割分担の下、社会的な課題の解決を図る。

検討委員会の考え方

「協働のまちづくりの基本理念」は、まちづくりの目指す方向性やそれを達成するための基本方針を明らかにするものです。

内容は、平成18年2月に明石市協働のまちづくり推進会議から受けた「協働のまちづくり提言」と、明石市自治基本条例第4条第2号において自治の基本原則として定められる「市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと」という内容を踏まえる必要があると考えます。

「社会的な課題」とは、従来から取り組んでいる防災や防犯活動、ゴミ減量、リサイクル活動などの他、障がい者の方々の社会参加や児童虐待、セルフネグレクトなど、社会的包摂の観点から取り組むべき課題や、今後発生する様々な社会的問題を含んでいます。

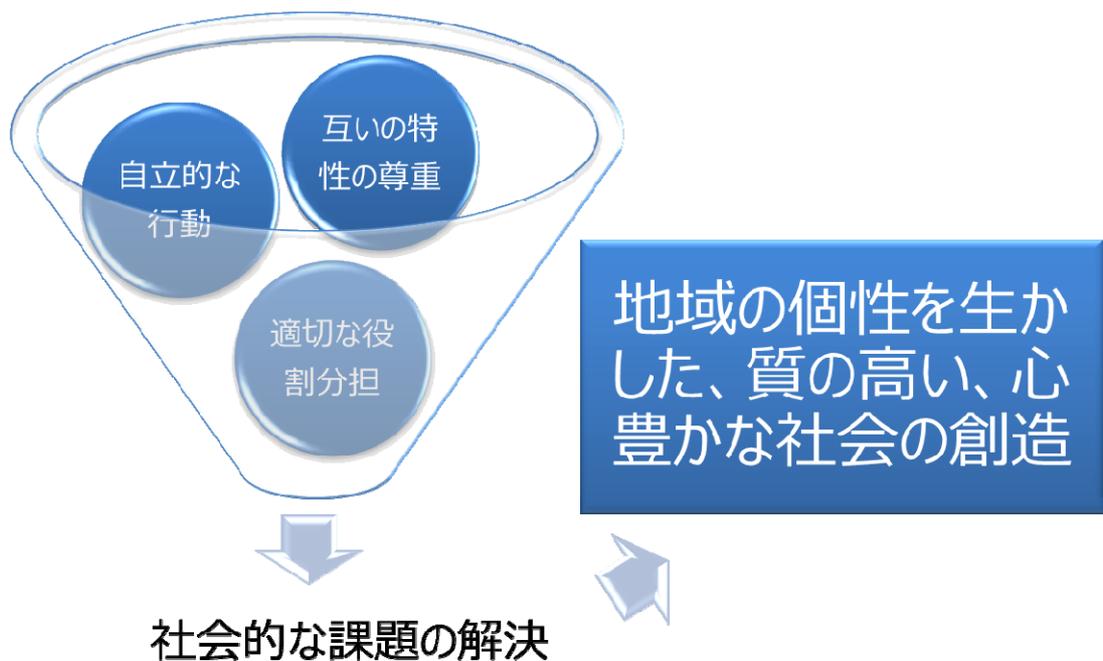
市と市民、市民同士がそれぞれに様々な「社会的な課題」を把握し、共有していくプロセスがまずは重要であり、その後に、互いの特性を尊重し認め合い、自律的な行動による適切な役割分担を進めることで「社会的な課題」を解決することが望ましいと考えます。

○セルフネグレクトとは

必要な食事をとらず、医療を拒否し、不衛生な環境で生活を続け、家族や周囲から孤立し、孤独死に至るケースが問題になっています。これを防止するために、地域社会による見守りなどの取り組みが必要とされています。

○社会的包摂とは

心身上、あるいは社会的な様々な問題が重なった結果、雇用や家族、コミュニティなどの社会のあらゆる関係性から切り離され、社会との繋がりが極めて希薄になってしまっている人やその可能性がある人に社会参加を促して、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方です。



(2) 協働のまちづくりの基本原則

まちづくりの進め方の基本的なルールを、次のように定めるべきであると考えます。

- ① 互いに協働によって達成しようとする目的を共有する。(目的共有の原則)
- ② 互いの自主性、自発性を尊重し、互いが主体性を発揮し、地域の課題解決に取り組む。(自主性尊重の原則)
- ③ 互いの情報の交換と対話を通じて理解を深め、信頼関係の構築に努める。(相互理解の原則)
- ④ 市民と市、また市民同士は、公共サービスの担い手、まちづくりの当事者であるパートナーとして、対等な関係を構築する。(対等の原則)
- ⑤ 互いの資源や専門性を生かすとともに、互いの活動や公共サービスの範囲を補い合う関係を築く。(補完の原則)
- ⑥ 市民と市、また市民同士は、互いに積極的に情報を提供し、情報の共有や透明性の確保に努める。(公開の原則)

検討委員会の考え方

平成18年2月に明石市協働のまちづくり推進会議から受けた「協働のまちづくり提言」で示されている6つの原則を踏まえる必要があると考えます。6つの原則に基づいて協働でまちづくりを進めることが、基本理念に近づくために重要であると考えます。

「公共サービスの担い手」という表現については、市民に行政サービス全てを肩がわりさせるということではなく、効果的・効率的なサービスを提供していく一つの手法として、公と私の協働を進めていこうということであり、この点について市民から誤解を受けないように、逐条解説等で説明していくべきであると考えます。



3 協働のまちづくり推進の仕組みと役割分担

まちづくりを進めていく仕組みとして、自治基本条例では小学校区単位で協働のまちづくり推進組織を設立してまちづくりに取り組んでいくことが定められていますが、小学校区単位のまちづくり以外にも、それより小さな単位のまちづくりや市域全般に係るまちづくりなど様々な単位のまちづくりが存在します。

これに関わる全てのまちづくりの担い手の役割を定め、まちづくりを推進する仕組みを規定する必要があると考えます。

(1) 協働のまちづくり推進の仕組み

協働のまちづくりを推進する仕組みについて、以下のように規定すべきと考えます。

- ① まちづくりに携わる全ての団体や個人、事業者などは、互いの特性や活動範囲などに応じて、適切に役割分担し、連携・協力しながら、まちづくりを進める。
- ② 市民は、協働のまちづくりの基本理念に基づいて、小学校区内の多岐にわたる課題に対応するための協働のまちづくり推進組織を設立する。
- ③ 小学校区コミュニティ・センターを地域における協働のまちづくりの拠点とすることを原則とする。

検討委員会の考え方

まちづくりを進めていく仕組みとして、自治基本条例では小学校区単位で協働のまちづくり推進組織を設立してまちづくりに取り組んでいくことが定められています。この内容は非常に重要な内容であることから、繰り返しになっても当条例に規定すべきと考えます。

また、同じ理由で、まちづくりの拠点が小学校区コミュニティ・センターであることも当条例に規定すべきと考えます。

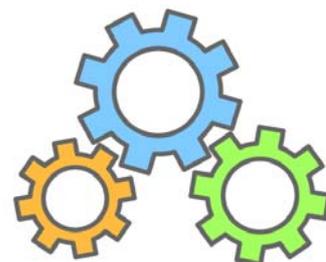
小学校区単位のまちづくり以外にも、それより小さな単位のまちづくりや市域全般に係るまちづくりなど様々な単位のまちづくりが存在します。それらを、主にNPOやボランティアグループなどのテーマ型団体や自治会・町内会などの地縁による団体などが担っています。

自治会・町内会などの地縁による団体は主に小学校区よりも小さな区域を対象としたまちづくりを展開しています。

また、NPOやボランティアグループなどのテーマ型団体には、特定の地域で活動する団体や個人と、市域全体やそれ以上の範囲で活動する団体や個人があります。テーマ型団体の

場合は、それぞれの対象とする幅広いエリアで、活動分野における経験やそこで培った専門的知識を生かしてまちづくりを進めています。

このように、さまざまなまちづくりの担い手が、互いの特性や活動範囲などに応じて、適切に役割分担しながらまちづくりを進めています。これを仕組みとして今後も継続していく必要があると考えます。またその中で、それぞれが適切に連携・協力していく事が今後も重要になると考えます。



(2) 市民の役割

全ての市民が担う基本的な役割を以下のとおり定めるべきであると考えます。

- ① 自主的にまちづくりに取り組み、協働のまちづくりを推進する役割を持つ。
- ② 協働のまちづくりに関する自覚と知見を高めるように努める。

検討委員会の考え方

各種団体に属する、属さないに関係なく、全ての市民に共通する基本的な役割を定める必要があると考えます。これにより、各種団体に属さない市民についてもまちづくりに関わる役割を担うことを明らかにしたいと考えます。

内容としては、市民がまちづくりの主役であり、自主的にまちづくりに取り組むこと、並びに、協働のまちづくりに関する自覚と知見を高めるように努めることを明記すべきと考えます。

(3) 協働のまちづくり推進組織の役割

主に小学校区単位のまちづくりを進める協働のまちづくり推進組織の役割を以下のとおり定めるべきであると考えます。

- ① 協働のまちづくり推進組織は、協働のまちづくりの理念に基づき市民が主体となって民主的な手続きにより運営する。
- ② 協働のまちづくり推進組織は、対象となる地域（小学校区）全体及びそれを構成する小学校区より小さな区域における課題やまちづくりのビジョン等を共有して、課題を解決しビジョンを実現していくための戦略を立て、計画を作成して実施し、成果を振り返り発展的なまちづくりを継承していく。
- ③ 協働のまちづくり推進組織は、組織に参画する団体、個人のみならず、全ての地域住民を対象として、小学校区の多岐にわたる地域課題の解決に向けた総合的な取組みを行う。
- ④ 協働のまちづくり推進組織は、地域での課題解決に向け、地域で意見を集約し、合意形成を図ったうえで、まちづくりに関する協働の提案を市長等に行うことができる。
- ⑤ 協働のまちづくり推進組織は、地域住民に対し活動内容等について情報を公開するなど、理解を得るよう努める。

検討委員会の考え方

協働のまちづくり推進組織は、多岐にわたる地域課題に総合的に対応し、組織に参画していない団体、個人も含めて地域住民全般に等しくサービスを提供するなど、小学校区単位のまちづくりを代表する組織であると考えます。

その運営は、市民が主体となって行うものであり、より多くの方々の参画を促すため、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有し、協働でまちづくりを担うことを希望する全ての人に対して開かれた形で、民主的な手続をもって運営されるべきであると考えます。また積極的に情報公開することで、地域住民からの理解を得るよう努めていく必要があると考えます。

また、協働のまちづくり推進組織は、小学校区内の課題やまちづくりビジョンを共有し、課題を解決しビジョンを実現していくための戦略を立て、計画を作成して実施し、成果を振り返り発展的なまちづくりを継承していくという取組みを行うものと考えます。

これら以外にも、明石市自治基本条例第18条第2項及び第3項で定められている「地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、まちづくりに関する協働の提案を市長等に行うことができる」ことを当条例でも定める必要があると考えます。

(4) 地縁による団体の役割

自治会・町内会などの地縁による団体の役割を以下のとおり定めるべきであると考えます。

- ① 地域住民の繋がりを深めながら、自主的に、身近な地域課題の解決に努める。
- ② 活動に関し、地域住民の参加の機会を確保するとともに、地域住民の理解を得るように努める。
- ③ 自らの小学校区の協働のまちづくり推進組織の運営や活動に積極的に参画・協力するように努める。

検討委員会の考え方

協働のまちづくり推進組織を中心として小学校区単位のまちづくりを進めていく方向性がありますが、協働のまちづくり推進組織だけでは、まちづくりに関わる全てを担うことが難しい場面も想定されます。地縁による団体などさまざまな団体と役割分担しながらまちづくりを進めていく必要があると考えます。

特に、地縁による団体は協働のまちづくり推進組織の中心的な構成員であること、また、小さな区域を対象として住民の絆を深めていることから、これら団体は、身近な課題を解決するまちづくりを進めるとともに、住民の理解を促進し、参加機会を確保することを通し、住民が協働のまちづくり推進組織に参画、協力することのできるよう努めることを明記すべきと考えます。



(5) テーマ型団体の役割

NPO やボランティアグループなどテーマ型団体の役割を以下のとおり定めるべきであると考えます。

- ① 活動分野における経験やそこで培った専門的知識などを生かしながら、協働のまちづくりの推進に努める。
- ② 積極的に情報提供し、活動内容が市民に理解されるように努める。
- ③ 協働のまちづくり推進組織等と連携・協力するように努めるものとする。

検討委員会の考え方

協働のまちづくりは、テーマ型団体などさまざまな団体と役割分担しながら、進めていく必要があると考えます。このことから、テーマ型団体の役割を明確化して、さまざまな団体との更なる連携・協力を促していく必要があると考えます。

内容としては、テーマ型団体の特長である専門性を生かして、協働のまちづくりを推進し、協働のまちづくり推進組織等と連携・協力するように努めることを定める必要があると考えます。

NPO やボランティアグループなどのテーマ型団体には特定の地域で活動する団体や個人と、市域全体やそれ以上の範囲で活動する団体や個人があります。特定の地域で活動する団体や個人であれば、協働のまちづくり推進組織に加入し、構成員として活動することも可能ですが、市域全体やそれ以上の範囲で活動する団体や個人が特定の協働のまちづくり推進組織に加入し、構成員として活動することは少し難しいと思われま

しかしながら、特定の地域で活動する団体や個人はもちろん、このような市域全体やそれ以上の範囲で活動する団体や個人も可能な限り、協働のまちづくり推進組織に積極的に関与し、共に協力してまちづくりを進めていくことが重要だと考えます。

また、テーマ型団体は、協働のまちづくり推進組織のみならず、テーマ型団体同士や地縁による団体などとの連携・協力を更に促進するため、積極的に市民に情報提供し、理解を得ていくことが必要になると考えます。

(6) 事業者の役割

企業、商業者など事業者の役割を以下のとおり定めるべきであると考えます。

- ① 地域社会の一員として地域社会との調和を図り、公共的・公益的な活動に自主的に協力し、協働のまちづくりの推進に寄与する。

検討委員会の考え方

少子高齢化や人口減少に伴う影響などにより、まちづくりの基礎的な部分を担う地縁による団体の力は流動的であり、地域差も大きくなっています。こうした事情を背景に、事業者のまちづくりへの貢献が更に求められることから、その役割を明確にしてより積極的な参画を促すべきではないかと考えます。

内容としては、①地域社会との調和を図ること、②公益的活動への協力することで、協働によるまちづくりに寄与していくことを役割として明記すべきと考えます。

なお、事業者には、大学・専門学校などの高等教育機関も含まれると考えます。しかしながら、この内容は市民にはわかりにくいので、事業者の中に、大学・専門学校などの高等教育機関も含まれること、またこれらが、高い知見を持って地域に関わってほしいということを逐条解説に触れるべきだと考えます。



(7) 市の役割

市の役割を以下のとおり定めるべきであると考えます。

- ① 協働の仕組みづくりや市民活動への支援など環境整備を行う。

検討委員会の考え方

市民活動全般への支援など環境整備が市の役割である旨を定めるべきと考えます。具体的な支援内容などは「5 市による協働のまちづくりへの支援・環境整備」で詳述しています。

なお、市には、幼稚園、小学校、中学校も含まれると考えます。しかしながら、この内容は市民にはわかりにくいので、幼稚園、小学校、中学校が市に含まれ、これらも地域活動を支援していくことを逐条解説に触れるべきだと考えます。

(8) 中間支援組織の役割

検討委員会の中で、地域の人材面の課題については、地域外部から支援するのが有効である、という意見がありました。また、恐らく自分たちだけではまちづくりが進められない地域も出てくるのが想定され、これらの地域の底上げが必要である、という意見もありました。

このことから、検討委員会では外部からの支援に係る中間支援組織に関する規定が必要ではないかと考えます。

- ① 市民活動の活性化を支援することを大きな役割とする。
- ② 市、事業者、地縁による団体、テーマ型団体など、いずれの組織とも寄り添い、どの組織とも共感できる中立的な組織としてそれぞれを繋ぐ役割を果たす。
- ③ 調整機能や交流・活動支援機能、情報共有機能、相談機能、人材育成機能に加えて、調査機能、行政への提案機能などを持つ。

検討委員会の考え方

地域活動の活性化と効率的な運営並びに地域間の差の解消を図るには外部からの支援が有効であり、その手法の一つとして中間支援組織による支援が必要と考えます。

中間支援組織は、市と地域の団体を繋ぐだけでなく、地域の団体間を繋ぐために、交流・活動支援、情報共有、相談対応、人材育成などを行っていく必要があると考えます。特に、人材育成においては、協働のまちづくり推進組織の中に、中間支援組織の機能（交流・活動支援、情報共有、相談対応）を有するような人材を育てる視点が重要になると考えます。



4 協働のまちづくり推進組織

協働のまちづくり推進組織は、多岐にわたる地域課題に総合的に対応し、組織に参画していない団体、個人も含めて地域住民全般に等しくサービスを提供するなど、小学校区単位のまちづくりにおいて、小学校区を代表する組織であると考えます。

まちづくりにおいて重要な役割を担う組織であり、どのような組織でどのような運営を行っていくのか、市との関係をどう位置づけるのか、といった内容などについて詳細に規定していく必要があると考えます。

(1) 協働のまちづくり推進組織の構成員

協働のまちづくり推進組織の性格を明らかにするため、組織の構成員を定める必要があると考えます。

- ① 地域の住民だけでなく、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有できる団体、個人が参加できる。
- ② 地縁による団体（自治会・町内会など）や、テーマ型団体（NPO、ボランティアグループなど）、又は個人や事業者などが参加する形が望ましい。ただし、その構成については各小学校区における協働のまちづくり推進組織の決定による。
- ③ 自治会・町内会は、協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体であり、等しくまちづくりの成果を享受する地域住民は、自治会・町内会などのコミュニティ活動に積極的に取り組むように努める。
- ④ NPOやボランティアグループなどテーマ型団体は、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有することで、協働のまちづくり推進組織に主体的に参加する。
- ⑤ 市は、協働のまちづくり推進組織が、地域の課題やまちづくりのビジョン、地域の実情等を踏まえて設立されることを考慮し、組織の構成員については組織の事例を提示し、地域での組織づくりを支援する。

検討委員会の考え方

協働のまちづくり推進組織には、特に必須団体を設けず、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有するのであれば、地域の住民だけでなく、様々な団体、個人が誰でも制限されることなく参加できることが重要と考えます。このようなことから、様々な地縁による団体、テーマ型団体又は個人や事業者などが参加する形が望ましいと思います。

地域には様々な形や考え方があるため、市が参加団体を詳細に決めるのではなく、組織の事例などを提示することで、地域で考えて地域が組織を作る形にするべきであると考えます。

どのような団体、個人が構成員として参加するのかは地域により異なることとなりますが、

自治会・町内会は構成員として参加することになると想定されます。自治会・町内会は、これまでも地域の総合的な課題解決に取り組んできた実績もありますので、協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体になると考えます。このように今後のまちづくりにも大きく貢献すると考えられる自治会・町内会の活動に、地域住民は主体的、積極的に参加することで、地域のまちづくりを支えていくことが望ましいと考えます。

また、テーマ型団体は、これまで地縁による団体と関係性を持つことが少なかったと考えられますが、主に地域に密着して活動しているテーマ型団体は、協働のまちづくり推進組織に構成員として主体的に参加することが望ましいと考えます。

(2) 協働のまちづくり推進組織の構成員等の役割

構成員の協働のまちづくり推進組織内でのルールを定める必要があると考えます。

- ① 構成員および参画する団体や個人等は、地域の課題やビジョンを共有し、ビジョンの達成や課題の解決に主体的に取り組んで、それぞれの役割を果たす。
- ② 構成員等は特定団体、特定個人の個別利益に寄与することを目的としない。

検討委員会の考え方

協働のまちづくり推進組織の構成員および係る団体・個人は、地域ビジョンの達成や地域課題の解決に主体的に取り組むことが必要と考えます。

また、協働のまちづくり推進組織が小学校区を代表する公共性の高い組織であることから、構成員は特定団体、特定個人の個別利益に寄与する活動は行わないように気をつける必要があると考えます。

(3) 協働のまちづくり推進組織の要件

協働のまちづくり推進組織は小学校区を代表する公共性の高い組織であり、公共性の高い組織としての要件を定める必要があると考えます。

- ① 概ね小学校区を活動範囲とする組織である。
- ② 自治会・町内会など地域を基盤とし、住民を主体とする団体が加入し、横断的に連携・協力して活動する組織である。
- ③ 参加の方法や意思決定の方法が明確であり、公表され、それを実施するために具体的な手段が講じられているなど民主的な手続をもって運営される組織である。
- ④ 事業や組織運営を計画的に行う組織である。
- ⑤ 事業計画書や予算書の公開など情報公開を行い、容易に組織の意思決定過程へ参加することができるなど透明性を持った運営ができる組織である。
- ⑥ 協働のまちづくりを担う個人や団体が、公開された手続を経ることで、活動が限定されず組織に参画することができるといった開放性を持った組織である。

検討委員会の考え方

まず、概ね小学校区を活動範囲とし、自治会・町内会など地域を基盤とした住民を主体とする団体で構成され、横断的に連携・協力して活動する組織が協働のまちづくり推進組織の要件であると考えます。

それ以外にも、民主性、開放性、透明性、計画性が確保できる組織であることが重要と考えます。

<民主性>

組織への参加方法や組織の意思決定方法が明確になっている、といった民主的な手続が確保され明確化されることによって、組織運営の中で多様な意見が取り入れられていくことが重要であると考えます。

<開放性>

地域のビジョンや課題を共有する団体、個人であれば原則として参画できるという形にすることによって、より多くの方々の参画を促すことが重要であると考えます。

<透明性>

事業計画書や予算書など自らの取組みを地域住民に情報公開し、共に考える材料を提供することで、より多くの意見を得たり、組織運営への参画を促していくことが重要であると考えます。

<計画性>

自分たちのまちをどのようなまちにしたいのかを考え、計画を立てて実行することで、地域住民が同じ目標に向かってまちづくりに取り組むとともに、それぞれの場面で事前に話し合っ
て適切に役割分担していくことが重要であると考えます。

(4) 協働のまちづくり推進組織の認定等

協働のまちづくり推進組織に対し、地域交付金を交付する予定であることから、一定の要件を満たす組織を認定し、その組織を交付対象とするような仕組みを定める必要があると考えます。その認定条件などを規定すべきと考えます。

- ① 協働のまちづくりを推進するための協定を結ぶ相手方として協働のまちづくり推進組織を認定する。その条件は以下のとおり。
 - (ア) 「(3) 協働のまちづくり推進組織の要件」を満たしている。
 - (イ) 代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されている。
 - (ウ) 「(1) 協働のまちづくり推進組織の構成員」の②の団体等が加入し、連携・協力する。
- ② 認定は一小学校区につき一団体とする。
- ③ 認定を受ける団体は市長に申請する。
- ④ 市長は、申請があった場合は速やかに審査し、結果を通知する。
- ⑤ 以下の場合、認定を取り消す。
 - (ア) ①の条件に該当しなくなったとき。
 - (イ) 偽りや不正な手段により認定を受けたとき。
 - (ウ) 市から受けた支援について不当な行為を行ったとき。
- ⑥ 協働のまちづくり推進組織は、申請した内容に変更があった場合は、市長に速やかにその旨を届け出る。

検討委員会の考え方

市と協働のまちづくり推進組織は対等なパートナーとしてまちづくりに取り組むことが原則となります。認定するということは、対等なパートナーとして認め合うという考え方となります。

その認定の条件は、概ね小学校区を活動範囲とし、自治会・町内会など地域を基盤とした住民を中心に各種団体や個人、事業者などさまざまな団体、個人が連携・協力する組織で、民主性、開放性、透明性、計画性をもった運営を行っており、代表者及び役員が、構成員の意思に基づいて選出されているような組織、とするのが良いと考えます。

このような組織を一小学校区につき一団体認定する形が望ましいと考えます。



(5) 協働のまちづくり推進計画

協働のまちづくり推進組織の要件を満たすだけでなく、要件を満たした上で、何を行う組織なのかということが重要であると考えます。そのためにまちづくり計画というものが非常に重要になるため、その内容を規定すべきと考えます。

- ① 地域の課題、解決策などを定めた協働のまちづくり推進計画を策定する。
- ② 計画策定にあたっては、次の事項を遵守する。
 - (ア) 計画の対象となる区域は、小学校区を基本とすること。
 - (イ) 地域住民誰もが計画策定に参加でき、民主的な手続きを経て策定されること。
 - (ウ) 法令、条例、その他、市のまちづくりに関して定められた基準等に違反しないこと。
 - (エ) 計画の対象区域外のまちづくりに支障をきたすものでない。
- ③ 協働のまちづくり推進計画の内容は、長期総合計画や都市計画その他市のまちづくりに関する計画との調和を図るように努める。
- ④ 市は、協働のまちづくり推進計画を尊重する。
- ⑤ 市は、協働のまちづくり推進計画の策定を必要に応じて支援する。

検討委員会の考え方

協働のまちづくり推進組織は、地域内で課題やまちづくりのビジョンを共有し、計画的に解決していくため、取り組む活動方針や内容を定めた協働のまちづくり推進計画を策定することが必要になると考えます。策定にあたっては、構成員のそれぞれの役割を考えながら、構成員が作成します。

協働のまちづくり推進計画を策定するにあたっては、市が協働のまちづくり推進計画を含む重要な項目などの情報を提供する、一緒に計画について考えるなど計画の作り方について何らかの支援を行う必要があると考えます。そのような支援を市が行っていくことで、協働のまちづくり推進組織が変化する社会的な課題に、適切なタイミングで対応していくことが期待できると考えます。

協働のまちづくり推進計画の内容については、①計画区域は小学校区を基本とする、②地域みんなの計画になるように、誰もが計画づくりに参画し民主的に策定する、③法律等に違反しない、④該当校区以外のまちづくりに支障をきたさないもの、であることが必要だと考えます。また、長期総合計画など市の方向性と調和がとれた内容であることが必要と考えます。

一方で、市では気づかないような課題などを地域が把握し、計画書に解決策等を定める場

合もあると考えます。このようにボトムアップで提案される内容も重要なものであると考えます。市の大きな方向性に沿って欲しいと考える一方で、市は地域が作成する協働のまちづくり推進計画の内容を尊重する必要があると考えます。



(6) 協働のまちづくり推進計画に基づく基本協定

協定の相手方として認定された協働のまちづくり推進組織と市が、協定を結ぶルールを規定する必要があると考えます。

- ① 市と協働のまちづくり推進組織は、協働のまちづくり推進計画に基づき、協働して行う事業について基本協定を締結する。協働して行う事業は以下のとおり。
 - (ア) 子どもの健やかな育ちに関する事業
 - (イ) 安全・安心な地域づくりに関する事業
 - (ウ) 地域内または地域間の交流を図る事業
 - (エ) 高齢者等の福祉に関する事業
 - (オ) 環境の保全及び地域の美化に関する事業
 - (カ) その他、地域福祉の向上並びに地域の活性化等に資する事業
- ② 市との基本協定を結ぶ際には、協働のまちづくり推進計画を市長に届け出る。
- ③ 市は、協働のまちづくり推進計画が地域において民主的な手続きを経て策定されたと認められる場合は、協定を締結できる。
- ④ 基本協定の締結にあたっては、協働して行う事業について、市と協働のまちづくり推進組織が協議して決定する。
- ⑤ 協働のまちづくり推進組織が基本協定を廃止しようとするときは、市にその旨を届け出る。
- ⑥ 市は基本協定を締結した場合、基本協定の内容を変更した場合、基本協定を廃止した場合は、その内容等を公表する。
- ⑦ 協働のまちづくり推進組織が協働のまちづくり計画の内容を変更したり、計画の有効期間終了に伴う再策定を行った場合は、市に計画を提出する。市は、③、④の手続きを実施する。
- ⑧ 協働のまちづくり推進組織が、計画の有効期間終了後に計画の再策定を行わない場合は、基本協定を廃止する。

検討委員会の考え方

前項「(5) 協働のまちづくり推進計画」でも触れましたが、市は地域が作成する協働のまちづくり推進計画の内容を尊重することが必要であり、内容については、法律違反がないか、誰でも参加できるなど開かれた形で作成されたか、など必要最小限の確認に留まると考えます。

つまり、協働のまちづくり推進計画に記載する内容について市が強制することは出来ませんが、協定を締結する事業とはこのようなものである、という例をここで示してはどうかと

考えます。

①の（カ）に「その他、地域福祉の向上並びに地域の活性化等に資する事業」と記載している通り、ほぼ地域が計画した事業については基本協定の対象となることとなりますが、例えばこのような事業を意識して欲しいというメッセージとして例を挙げてはどうかと考えます。

③ですが、前項「(5) 協働のまちづくり推進計画」の②（ア）～（エ）に記載した策定にあたって遵守すべき内容のうち、最も重要な基準をもって協定を締結できる旨を記載しています。民主的な手続きを経て作成しているのかどうか、という点を重要視すべきと考えます。

協定締結にあたっては、協働して行う事業について、市と協働のまちづくり推進組織が対等な立場で協議して決定する必要があると考えます。



5 市による協働のまちづくりへの支援・環境整備

協働のまちづくりを進める上で、主に市がどのような支援や環境整備を行っていくかを定める必要があると考えます。これによりまちづくりに携わる市民がより円滑に、より高度なまちづくりを進めることが可能になると考えます。

支援・環境整備の相手先としては、①協働のまちづくり推進組織、②NPOやボランティアなどのテーマ型団体や自治会・町内会など地縁による団体などがあります。

5-1 協働のまちづくりを推進するための支援・環境整備

協働のまちづくり推進組織や自治会・町内会などの地縁による団体、NPOなどのテーマ型団体などまちづくりに取り組むあらゆる団体等に共通して行う支援内容について明記する必要があると考えます。

なお、この項に関する記載の中に地縁による団体やテーマ型団体などが含まれることがわかりにくいので、その旨を逐条解説で明記する必要があると考えます。

(1) 組織体制の見直し

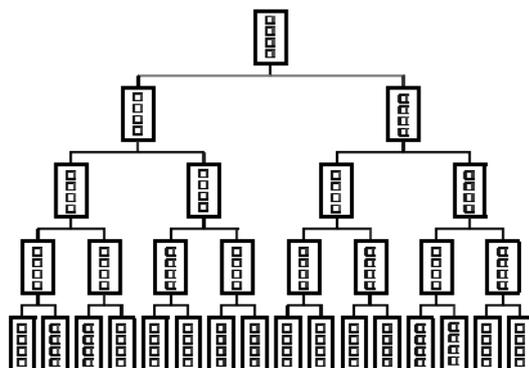
市の組織や事業の進め方について必要に応じて見直していく事を規定すべきと考えます。

- ① 市は、必要に応じて組織や事業の進め方について見直しを検討する。

検討委員会の考え方

地域交付金制度がスタートした際に、さまざまな部署の補助金を集めることで財源にすることが想定されます。例えばこのような場合に、部署間での情報共有の促進や役割分担の変更など事業の進め方などの変更が必要になる可能性があります。

このような場合などを想定し、環境整備の一つとして、市が柔軟に組織や事業の進め方を変更することを定める必要があると考えます。



(2) 人材育成

①地域の人材を育成すること、②職員を育成すること、を定める必要があると考えます。

- ① 市は、協働を推進するための人材を育成するように努める。
- ② 市は、職員の意識を高め、協働のまちづくりを推進するために必要な能力をもった職員を育成する。

検討委員会の考え方

検討委員会において、地域はリーダーによってまちづくりの姿勢が大きく変わる、自治会などの団体で役員のみ手がいない状況となっており組織の継続性に不安を感じる、など地域の人材に関する課題についての意見が挙げられました。

また、市は、地域と共に汗を流すべきである、ワークショップ研修など意識の向上に努めるべきである、など市職員に関する課題についての意見もありました。

このようなことから、市として協働のまちづくりを推進するための人材（地域、市職員ともに）を育成する支援が必要であり、それを定めなければならないと考えます。

人材育成においては、コーディネーターを育成するという視点を持つことが重要であるという意見がありました。この視点をもとに、市は地域のリーダーやその後継者、市職員の育成に努めるべきであると考えます。

なお、具体的な人材の育成方法として、

- 協働のまちづくり推進組織メンバーや市民活動団体など多様なまちづくりの主体により育成プログラムを作成すれば魅力的な内容のプログラムができるのではないかな。
 - 実際の育成に当たっては、地域に関わり地域での取り組みを実践するという人材が必要なことから、座学だけではなく実践を通しての育成を行うことも必要ではないかな。
- などの意見も出されています。



(3) 情報の共有

協働を進める上で、対等なパートナーとして情報共有を図ることが必要であり、以下のよう
な規定が必要と考えます。

- ① 市は、市民活動の促進に必要な情報の提供に努める。
- ② 市は、市民活動を促進する活動情報の発信を支援する。
- ③ 市は、市民が協働のまちづくりに対する知見を高められるように、積極的に必要な情報を発信し、協働の
まちづくりに対する関心を高めるように努める。

検討委員会の考え方

市は、市民活動に必要な情報を積極的に提供していくことが必要と考えます。

また各種団体が市民に情報発信する際に、市は、例えば市の施設への掲示や広報紙への掲
載など、可能な限り支援していくことが望ましいと考えます。

更に、市民が協働についての知見を高められるように必要な情報を発信し、関心を高めて
いく必要があると考えます。

これらの内容について規定することを検討する必要があると考えます。



(4) 活動環境の整備

市民活動を促進するための活動の場の提供について規定する必要があると考えます。

- ① 市は、市民活動を促進するための活動の場の提供に努める。

検討委員会の考え方

協働のまちづくり推進組織や自治会・町内会などの地縁による団体、NPOなどのテーマ型団体などが、まちづくりに取り組むためには活動の場が必要になります。市は出来る限りこれらの活動の場を提供していくように努めていく必要があると考えます。

(5) 協働事業の機会創出

市は市民活動を行う市民に対して、協働する事業を創出するように努める必要があり、以下のような内容を規定する必要があると考えます。

- ① 市は、市民活動を行う市民に対し、専門性、地域性等の特性を生かせる分野において、協働事業の機会創出に努める。

検討委員会の考え方

補助金という形で運営を支援していく以外に、市が協働できる事業を創出することで、その運営を支援するという取り組みも必要になると考えます。

ただし、その内容は、専門性、地域性等の特性を生かせるものであるべきと考えます。

5-2 協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備

協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備を定めることで、小学校区単位のまちづくりをより円滑に、かつ、高度に進めることが可能になると考えます。

(1) 協働のまちづくり推進組織への支援

- ① 市は、協働のまちづくり推進組織に対して、まちづくりに必要な支援を行う。

検討委員会の考え方

まず、協働のまちづくり推進組織に必要な支援を行うという大前提を規定する必要があると考えます。

(2) 地域間のネットワークづくり

地域間の差を解消するために、地域間のネットワークづくりを支援していく必要があると考えます。

- ① 市は、全ての地域が等しく協働のまちづくりの推進に取り組めるように、地域間のネットワークづくりに努める。

検討委員会の考え方

検討委員会では、自分たちだけではまちづくりが進められない地域も出てくるのが想定されるので、このような地域と他の地域との地域間の差を解消するために、もう少し大きな視点のネットワークを構築し、その中で地域間の差を調整するような仕組みを検討する必要があるのではないか、という意見がありました。

地域間の差を解消し、全ての地域が等しくまちづくりに取り組めるようにするための手法の一つとして、地域間のネットワークづくりは有効であると考えました。

具体的には例えば、市民同士が情報を発信し合って共有できるような、連絡会的なネットワークなどを構築するといった取組みが考えられます。

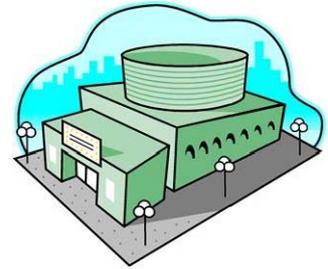


(3) 協働のまちづくり推進拠点の充実

- ① 市は、コミセン施設の整備および機能の充実に努める。

検討委員会の考え方

明石市自治基本条例第19条では、協働のまちづくりの拠点を小学校区コミュニティ・センターと定めていますが、この拠点の整備や充実に努めていく必要があると考えます。



(4) 地域交付金の交付

協働のまちづくり推進組織への財政的支援として地域交付金の交付を検討していることから、その交付条件や交付手順などを規定する必要があると考えます。

- ① 市は、協定を結ぶ相手方として認定した協働のまちづくり推進組織に対し、協働のまちづくり推進計画に基づく基本協定を締結し、地域交付金を交付する。
- ② 地域交付金の交付対象事業は、基本協定の内容に基づく。
- ③ 地域交付金の額は、予算の範囲内とする。
- ④ 地域交付金の交付を受けようとする協働のまちづくり推進組織は申請する。
- ⑤ 市は、申請があった場合は速やかに審査し、結果を通知する。審査の結果、必要がある場合は是正指導をおこない、修正等の結果適当と認められる場合は、交付を決定する。
- ⑥ 市は、必要な場合は、交付に条件をつけることができる。
- ⑦ 協働のまちづくり推進組織は事業終了後に実績報告を提出する。
- ⑧ 協働のまちづくり推進組織は、地域交付金の取扱いについてその公共性を認識し、適正に執行する。
- ⑨ 市は、必要に応じて、協働のまちづくり推進組織に対して、報告を求め、または調査し、必要な指示を行うことができる。
- ⑩ 市は、以下の場合は交付の全部又は一部を取り消し、交付金の返還を命じることができる。
 - (ア) 条例の内容に違反したとき。
 - (イ) ⑥の条件に違反したとき。
 - (ウ) 提出書類に偽りがあったとき。
 - (エ) 交付金の目的以外に使用したとき。
 - (オ) 協働のまちづくり推進組織が解散もしくは認定が取り消されたとき。

検討委員会の考え方

協働のまちづくり推進組織がまちづくりを展開する上で、財政的な支援は欠かせないと考えます。

市では、地域の特性に応じた小学校区単位のまちづくりを一層推進していくため、地域の創意工夫で、地域課題解決のために自由に活用できる地域交付金制度の検討を進めています。

地域交付金は、①市が協定を結ぶ相手方として認定した組織、②協働のまちづくり推進計画を策定し、市とその内容に基づく基本協定を締結した組織、に交付することを交付条件にすべきであると考えます。

參考資料

Ⅲ 資料

1 (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会について

(1) 設置目的

明石市自治基本条例第20条の規定により、協働の仕組みづくり及び推進方策等を定める(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例について検討する。

(2) 委員構成

12名(学識経験者3名、市民団体等の代表者等6名、公募市民2名、明石市自治基本条例検討委員会委員1名)

(3) 委員名簿

| 職務 | 所属・役職等 | 氏名 |
|-----|--------------------------|---------------------|
| 会長 | 兵庫大学生涯福祉学部教授 | タバタ カズヒコ 田端 和彦 |
| 副会長 | 大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所 特殊研究員 | ヒロモト ユカリ 弘本 由香里 |
| 委員 | 明石市連合自治協議会理事 | タケヒサ エイチ 武久 榮一 |
| 委員 | 明石市連合自治協議会理事 | イケウチ マサル 池内 勝 |
| 委員 | 明石市連合PTA顧問 | ナカタニ ヨシヒロ 中谷 佳弘 |
| 委員 | 明石未来E&S代表 | クワハラ イサオ 桑原 功 |
| 委員 | 明石市ボランティア連絡会会長 | ヤマモト ヨウコ 山本 洋子 |
| 委員 | 明石商工会議所専務理事 | マツムラ カズミ 松村 和美 |
| 委員 | 公募市民 | ニシノ タミヒコ 西野 民彦 |
| 委員 | 公募市民 | モリカワ ナリコ 森川 乃 梨子 |
| 委員 | あしやNPOセンター | カイシ ミユキ 海士 美雪 |
| 委員 | 明石市自治基本条例検討委員会元委員 | イワハマ ハルコ 岩濱 晴子 |

※平成27年7月1日現在

(敬称略)

2 検討の経過

(1) (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会

| 回数 | 開催日 | 内 容 |
|------|-------------|---|
| 第1回 | 平成23年2月24日 | ● 明石市自治基本条例について |
| 第2回 | 平成23年5月30日 | ● 各地域の現状について ● 明石市における協働のまちづくりに対する取り組みについて |
| 第3回 | 平成23年9月29日 | ● 地域との意見交換会まとめについて |
| 第4回 | 平成23年11月10日 | ● 条例に盛り込むべき内容について |
| 第5回 | 平成23年12月22日 | ● 「協働のまちづくり」に対する市の考え方や今後の進め方について |
| 第6回 | 平成24年2月9日 | ● 協働のまちづくり推進組織について |
| 第7回 | 平成24年3月26日 | ● 協働のまちづくり推進組織の仕組みについて ● 協働のまちづくり推進組織の要件と認定方法について ● 中間支援組織の設置について |
| 第8回 | 平成24年4月23日 | ● 条例項目(案)別の検討状況について |
| 第9回 | 平成24年6月26日 | ● 条例項目(案)別の検討状況について |
| 第10回 | 平成24年8月28日 | ● 条例項目(案)別の検討状況について ● 今後の進め方について |
| 第11回 | 平成24年10月25日 | ● 条例項目(案)別の検討状況について ● 協働のまちづくり推進計画について ● 中間まとめ(案)について |
| 第12回 | 平成24年11月12日 | ● 中間まとめ(案)について |
| 第13回 | 平成26年7月2日 | ● 条例(案)の構成について ● 協働のまちづくりにおける各主体の役割について |
| 第14回 | 平成26年11月6日 | ● 「第3章 協働のまちづくり推進の仕組みと役割分担」の内容について ● 「第4章 協働のまちづくり推進組織」/「第5章 市による協働のまちづくりへの支援・環境整備」の内容について |
| 第15回 | 平成27年2月5日 | ● 「第3章 協働のまちづくり推進の仕組みと役割分担」の内容について ● 「第4章 協働のまちづくり推進組織」/「第5章 市による協働のまちづくりへの支援・環境整備」の内容について ● 「第1章 総則」/「第2章 協働のまちづくりの基本理念・原則」の内容について |
| 第16回 | 平成27年5月25日 | ● 条例内容案について ● 協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業検証結果について |
| 第17回 | 平成27年7月8日 | ● 最終提言(案)について |

(2) 地域との意見交換会（ワークショップ）

| 小学校区 | 開催日 | 内 容 | 参加人数 |
|------|------------------|---|------|
| 中崎 | 平成 23 年 8 月 5 日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の自慢について ● 地域の自慢についてどのように関われるか | 19 名 |
| 鳥羽 | 平成 23 年 8 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 活動をより活性化するためどうするか（安全なまちづくり、子ども育成、健康・福祉、生活環境、自治会加入促進） ● そのためすぐに取り組めることがあるか ● 自分がどう関われるか、関わりたいか | 26 名 |
| 清水 | 平成 23 年 8 月 27 日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の自慢について ● 地域の自慢を活かし地域の活力に変えていくために、①行政、②自治会、③住民の三つの立場に立ってそれぞれどのような役割があるのか | 15 名 |
| 松が丘 | 平成 23 年 8 月 28 日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 松が丘地区の理想 ● 理想の実現のために自分が、みんなが何ができるか（福祉・高齢者、安全・安心、景観・環境） | 22 名 |
| 花園 | 平成 23 年 9 月 4 日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 協働の事例の抽出 ● 協働事例についての課題 ● 解決に向けての方向性 | 37 名 |

(3) 協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業

| 項目 | 内容 |
|---------|--|
| 実施期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 24 年 11 月～平成 27 年 3 月 |
| 実施校区 | <ul style="list-style-type: none"> ● 松が丘小校区、江井島小校区、魚住小校区 |
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「校区まちづくり組織」が中長期（3年～10年）スパンのまちづくり計画書を策定する過程で、民主性、透明性、開放性、計画性をもった運営を意識し、実践しながら「協働のまちづくり推進組織」にステップアップを図る。 |
| 当条例との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 24 年 11 月の「中間まとめ」の内容が、地域における普段のまちづくりの取り組みとかい離していないか、についてモデル事業を通じて確認し、検証した。 |

(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例に関する提言書

平成 27 年 7 月

(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会

<問い合わせ先>

(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会事務局

(明石市コミュニティ推進部市民協働推進室)

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5-1

TEL 078-918-5004

FAX 078-918-5131

E-mail communit@city.akashi.lg.jp